

小田原市議会基本条例  
特別委員会報告書

平成 25 年 3 月 27 日

## 目 次

1	特別委員会の設置経過について	1 ページ
	(1) 設置経過	1 ページ
	(2) 設置目的	1 ページ
	(3) 設置期間	1 ページ
	(4) 委員構成	1 ページ
	ア 前期	1 ページ
	イ 後期	2 ページ
2	特別委員会の開催状況について	2 ページ
	(1) 特別委員会	2 ページ
3	議員研修会、市民フォーラムの開催について	5 ページ
	(1) 議会基本条例に係る議員研修会	5 ページ
	(2) 議会基本条例市民フォーラム	5 ページ
4	条例の素案に対する市民意見の聴取について	6 ページ
	(1) 議会基本条例素案に対する市民説明会	6 ページ
	(2) 小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見募集	6 ページ
5	付託案件に関する調査結果について	6 ページ
	・小田原市議会基本条例（案）	7 ページ
	・小田原市議会基本条例（案）条文と解説	10 ページ
	・用語解説	17 ページ
6	調査を終えて	23 ページ

# 1 特別委員会の設置経過について

## (1) 設置経過

議会基本条例については、平成 23 年 7 月に議長の諮問機関として設置された「議会改革推進委員会」の最終答申において、議会改革の取り組みを明文化し、議会の役割・機能や住民との関係などを明確にするるとともに、議会をさらに活性化させていくためにも、議会基本条例の制定は必要であり、条例制定に向けて特別委員会を設置し、具体的に検討していくという結論に至った。

そして、平成 24 年 3 月 23 日の定例会において、議長発議により議会基本条例特別委員会の設置について提案され、全会一致で可決し、本特別委員会の設置が決定した。

## (2) 設置目的

議会基本条例案の作成と同条例案の市民周知を行うこと。

## (3) 設置期間

平成 24 年 3 月 23 日から調査終了まで。

## (4) 委員構成

### ア 前期

(平成 24 年 3 月 23 日～平成 24 年 5 月 29 日まで)

(神永四郎委員については、平成 24 年 5 月 14 日まで)

役 職	氏 名	所属会派
委員長	武 松 忠	誠 和
副委員長	原 田 敏 司	日本共産党
委 員	佐々木 ナオミ	未来・おだわら
〃	安 野 裕 子	市民クラブ
〃	今 村 洋 一	公 明 党
〃	木 村 正 彦	光 政 会
〃	神 永 四 郎	フォーラム小田原
〃	井 原 義 雄	新生クラブ

## イ 後期

(平成 24 年 5 月 29 日～平成 25 年 3 月 27 日まで)

役 職	氏 名	所属会派
委員長	安 野 裕 子	市民クラブ
副委員長	原 田 敏 司	日本共産党
委 員	佐々木 ナオミ	未来・おだわら
〃	今 村 洋 一	公 明 党
〃	木 村 正 彦	光 政 会
〃	大 村 学	誠 和
〃	井 原 義 雄	新生クラブ

## 2 特別委員会の開催状況について

### (1) 特別委員会

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 24 年 3 月 23 日	1 委員長の互選について 2 副委員長の互選について 3 座席の指定について 4 次回の開催日程について
第 2 回	平成 24 年 4 月 12 日	1 議会基本条例に対する基本的な考え方について 2 次回の開催日程について
第 3 回	平成 23 年 4 月 26 日	1 スケジュール (案) について 2 議会基本条例に盛り込むことを検討すべき項目について 3 議会基本条例の目指す目標について 4 次回、次々回の開催日程について

回数	開催日	主な内容
第4回	平成24年5月7日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員研修会について</li> <li>2 キックオフイベントについて</li> <li>3 議会基本条例に盛り込むべき事項について</li> <li>4 今後の開催日程について</li> </ol>
第5回	平成24年5月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例に盛り込むべき事項について</li> <li>2 スケジュール（案）について</li> <li>3 今後の開催日程について</li> </ol>
第6回	平成24年5月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の互選について</li> <li>2 座席の指定について</li> </ol>
第7回	平成24年6月4日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例に盛り込むべき事項について</li> <li>2 スケジュール（案）について</li> <li>3 今後の開催日程について</li> </ol>
第8回	平成24年6月12日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例に盛り込むべき事項について</li> <li>2 議会基本条例市民フォーラムについて</li> <li>3 今後の開催日程について</li> </ol>
第9回	平成24年6月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例に盛り込むべき事項について</li> <li>2 議会基本条例市民フォーラムについて</li> <li>3 今後の開催日程について</li> </ol>
第10回	平成24年7月9日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例市民フォーラムについて</li> <li>2 今後の開催日程について</li> </ol>
第11回	平成24年8月8日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例市民フォーラムの結果について</li> <li>2 今後の進め方について</li> <li>3 今後の開催日程について</li> </ol>
第12回	平成24年8月23日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例素案について</li> <li>2 議会基本条例素案に対する市民説明会について</li> </ol>
第13回	平成24年9月5日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例素案について</li> </ol>
第14回	平成24年9月14日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会基本条例素案について</li> <li>2 今後のスケジュールについて</li> </ol>

回数	開催日	主な内容
第15回	平成24年10月4日	1 議会基本条例素案について 2 議会基本条例素案に対する市民説明会について
第16回	平成24年10月18日	1 議会基本条例素案について
第17回	平成24年10月19日	1 議会基本条例素案について
第18回	平成24年10月25日	1 議会基本条例素案について 2 今後の開催日程について（追加）
第19回	平成24年11月12日	1 議会基本条例素案について 2 議会基本条例素案に対する市民説明会について
第20回	平成24年11月21日	1 議会基本条例素案について 2 議会基本条例素案に対する市民説明会について
第21回	平成24年11月28日	1 議会基本条例素案について 2 議会基本条例素案に対する市民説明会について（追加）
第22回	平成25年1月23日	1 小田原市議会基本条例素案に対する市民意見の募集結果について 2 今後の開催日程について
第23回	平成25年1月29日	1 小田原市議会基本条例素案への意見とそれに対する議会の考え方
第24回	平成25年2月4日	1 小田原市議会基本条例素案への意見とそれに対する議会の考え方
第25回	平成25年2月12日	1 議会基本条例素案の助詞の修正について 2 議会基本条例素案に対する市民意見への対応について 3 議会報告会について
第26回	平成25年2月18日	1 条文の解説及び用語解説について 2 議会報告会について

回数	開催日	主な内容
第27回	平成25年3月19日	1 議会基本条例の施行に伴う議会報告会に向けた検討について 2 議会基本条例案について 3 条文の解説及び用語解説について 4 議会基本条例素案に対する市民意見への対応について 5 議会基本条例特別委員会報告書について 6 議会基本条例制定周知のための議会だより記事について

### 3 議員研修会、市民フォーラムの開催について

#### (1) 議会基本条例に係る議員研修会

日時：平成24年6月8日（金） 午後2時～午後4時 場所：小田原市役所全員協議会室	演題：議会基本条例等に関する留意点について 講師：全国市議会議長会法制参事 本橋謙治氏
---	--

#### (2) 議会基本条例市民フォーラム

日時：平成24年7月29日（日） 午前10時～午前11時44分 場所：小田原市役所大会議室	第1部 基調講演 「分権時代の議会の役割」 講師：早稲田大学大学院教授 北川正恭氏 第2部 市民の皆さんとの意見交換会 目的：条例作成にあたり、市民は議会に何を求め、何を期待しているのか。議会がどう働けば市民の満足度が上がるか、市民の声を聞く 参加者：129人
---	---

## 4 条例の素案に対する市民意見の聴取について

### (1) 議会基本条例素案に対する市民説明会

第1回	日時：平成24年12月16日(日) 午前10時～午前11時30分 場所：マロニエ202集会室	第1部 議会基本条例素案の説明 第2部 市民の皆さんとの意見交換会 参加者：34人
第2回	日時：平成24年12月18日(火) 午後6時30分～午後8時 場所：小田原市役所大会議室	第1部 議会基本条例素案の説明 第2部 市民の皆さんとの意見交換会 参加者：24人

### (2) 小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見募集

募集期間 平成24年12月10日(月) ～平成25年1月9日(水)	意見数（意見提出者） 68件（15人・1団体） 意見提出者内訳 インターネット 5人 直接持参 4人・1団体 市民説明会での意見 11人  (複数の手段で意見を提出された方がいるため、意見提出者内訳の人数の計と、合計は一致しません)
---	--

## 5 付託案件に関する調査結果について

本特別委員会は、条例案の作成と条例案の市民周知について調査項目として付託されました。次に示すと通りの議会基本条例（案）、条文と解説及び用語解説をもって、付託案件の調査結果として報告します。

## 小田原市議会基本条例（案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

#### 第3章 議会運営（第4条～第6条）

#### 第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

#### 第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

#### 第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

#### 第7章 補則（第13条・第14条）

#### 附則

市議会は、選挙により市民からの負託を受けた議員によって構成され、二元代表制の下、市の意思決定機関としての役割を担っている。このような中、社会経済情勢の激しい変動等により市民要望の多様化及び複雑化が急速に進む一方、地方分権改革の進展に伴い、市は、更なる自律性を求められている。

地方公共団体は、地方自治の本旨に基づき、市民の負託にこたえるため、自らの責任と判断によりその任務を遂行していかなければならない。小田原市議会は、地方議会として果たすべき役割の重要性を認識し、諸課題に取り組む一方、市長は、小田原市自治基本条例の基本理念として掲げている「市民自治」の推進を目指し、相互が市民に対しそれぞれの責務を誠実に果たすことが必要とされている。

そこで小田原市議会は、その役割を果たすために、個々の議員が政治倫理を遵守し、情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に市民に周知するとともに、議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととした。また、議会が持つ行政監視機能及び政策立案機能の更なる強化を図り、二元代表制を確立することにより、議会制民主主義の発展に寄与することに努める。

ここに小田原市議会は、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、小田原市議会（以下「議会」という。）及び小田原市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を定めるとともに、議会の役割及び機能並びに議会と市民との関係等を明らかにすることにより、議会の更なる活性化を図り、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### （議会の活動原則）

**第2条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うとともに、政策の立案及び提言に努めること。
- (2) 公正で市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 情報公開制度、広報広聴制度等を充実させることにより、市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (4) 行政監視機能を発揮し、市政運営が適正に行われているか評価すること。
- (5) 市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、次に掲げる原則に基づいて、誠実に職務を遂行し、市民の信頼の向上に努めるものとする。

- (1) 市政についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

### **第3章 議会運営**

(委員会の運営)

**第4条** 委員会は、市政に関する課題についての的確に対処するため、専門的立場から詳細かつ効率的な議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行うものとする。

(全員協議会)

**第5条** 議長は、市政に関する課題のうち、特に全ての議員で協議すべきであると判断した課題について協議するため全員協議会を開くことができる。

(会派)

**第6条** 議員は、議会活動を行うに当たり、3人以上で会派を結成することができる。

- 2 会派は、主として政策を同じくする議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 議長は、意見調整等の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

### **第4章 市民と議会との関係**

(広報広聴の充実)

**第7条** 議会は、市民の意見を議会の審議や政策立案に生かすため、次に掲げるもののほか、多様な広報広聴媒体を活用し、広報広聴の充実を図るものとする。

- (1) 市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること。
- (2) 広く市民の意識を把握するために、市民に対するアンケート調査を必要に応じて行うこと。

(情報の公開)

**第8条** 議会における会議（議員により構成される全ての会議をいう。）及びその会議の資料は、原則として公開するものとする。

2 議会の定例会及び臨時会（次条において「本会議」という。）の表決における各議員の賛否は、これを公表するものとする。ただし、無記名投票における表決は、この限りではない。

## **第5章 市長等と議会との関係**

（反問権）

**第9条** 本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員から質疑又は質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

（議会への説明等）

**第10条** 議会は、市長等が政策を提案した場合には、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。

3 市長等は、政策の作成又は変更に当たっては、その政策に関連する議会の決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

## **第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備**

（専門的知見の活用）

**第11条** 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する機関を設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用に努めるものとする。

（議会事務局）

**第12条** 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めなければならない。

## **第7章 補則**

（見直し）

**第13条** 議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（委任）

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

## **附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 小田原市議会基本条例（案） 条文と解説

## 目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会運営（第4条～第6条）

第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

第7章 補則（第13条・第14条）

附則

## 前文

市議会は、選挙により<sup>1</sup>市民からの負託を受けた議員によって構成され、<sup>2</sup>二元代表制の下、<sup>3</sup>市の意思決定機関としての役割を担っている。このような中、社会経済情勢の激しい変動等により市民要望の多様化及び複雑化が急速に進む一方、<sup>4</sup>地方分権改革の進展に伴い、市は、更なる自律性を求められている。

<sup>5</sup>地方公共団体は、<sup>6</sup>地方自治の本旨に基づき、<sup>7</sup>市民の負託にこたえるため、自らの責任と判断によりその任務を遂行していかなければならない。小田原市議会は、<sup>8</sup>地方議会として果たすべき役割の重要性を認識し、諸課題に取り組む一方、<sup>9</sup>市長は、<sup>10</sup>小田原市自治基本条例の基本理念として掲げている「<sup>11</sup>市民自治」の推進を目指し、相互が<sup>1</sup>市民に対しそれぞれの責務を誠実に果たすことが必要とされている。

そこで小田原市議会は、その役割を果たすために、個々の議員が<sup>12</sup>政治倫理を遵守し、<sup>13</sup>情報公開制度、<sup>14</sup>広報広聴制度等を活用することにより、市政の課題を明確に<sup>1</sup>市民に周知するとともに、<sup>15</sup>議会制度改革の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すこととした。また、議会が持つ<sup>16</sup>行政監視機能及び<sup>17</sup>政策立案機能の更なる強化を図り、<sup>2</sup>二元代表制を確立することにより、<sup>18</sup>議会制民主主義の発展に寄与することに努める。

ここに小田原市議会は、<sup>19</sup>地方分権と<sup>11</sup>市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、<sup>1</sup>市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この<sup>20</sup>条例を制定する。

### 【解説】

前文では、この議会基本条例が必要となった背景や、これから市議会が目指そうとする姿や進むべき方向を示した上で、制定に当たっての決意表明をしています。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、<sup>20</sup>小田原市議会（以下「議会」という。）及び小田原市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則を定めるとともに、議会の役割及び機能並びに議会と<sup>1</sup>市民との関係等を明らかにすることにより、議会の更なる活性化を図り、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

市民福祉の向上や本市の発展といった目的を達成するために、市議会がどのような基本的な考え方に従って行動していくかについて定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

**第2条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) <sup>21</sup>議案等の<sup>22</sup>審議及び<sup>23</sup>審査により、市の意思決定を行うとともに、政策の立案及び提言に努めること。
- (2) 公正で<sup>1</sup>市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) <sup>13</sup>情報公開制度、<sup>14</sup>広報広聴制度等を充実させることにより、<sup>1</sup>市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること。
- (4) <sup>16</sup>行政監視機能を発揮し、市政運営が適正に行われているか評価すること。
- (5) <sup>1</sup>市民に分かりやすい議会の運営に努めること。

#### 【解説】

本条例の目的を達成するために、議会の活動原則として5項目を定めています。

- (1) 議案等を、本会議で審議することや、委員会で審査を行うことは、議決機関である議会の最も基本的な役割です。議会は、その議決により市の意思を決定していきます。  
また、議員は、多様な市民の考えを代弁し、これらの声を踏まえて政策の立案や提言に努めます。
- (2) 選挙により市民からの負託を受けた議員は、その信頼と期待に応えるために、議会が市民の代表機関であることを常に自覚し、公正な議会運営に努めるとともに、透明性の高い開かれた議会を目指します。
- (3) 議会が、二代表制を真に実現させるためには、広く市民の声に耳を傾け、政策立案及び提言に活かすとともに、積極的な情報発信により市民への説明責任を果たすことで、市政に対する市民の関心を高め、参加の機会拡充に努めます。

- (4) 議会が、市長の行政の執行について適正に行われているかどうかを確実に監視し、必要のある場合は是正し、その評価を行うことは重要な役割です。議会は、市民の代表として、行政監視機能の充実・強化に努めます。
- (5) 議会運営が分かりにくいという声が多くあります。市民の関心を高めるため、分かりやすい議会の運営に努めます。

#### (議員の活動原則)

**第3条** 議員は、次に掲げる原則に基づいて、誠実に職務を遂行し、<sup>1</sup>市民の信頼の向上に努めるものとする。

- (1) 市政についての課題並びに<sup>1</sup>市民の意見及び要望を的確に把握すること。
- (2) <sup>2,4</sup>議会活動について、<sup>1</sup>市民に対して説明責任を果たすこと。
- (3) 日常の調査及び研修により、自らの資質の向上に努めること。

#### 【解説】

本条例の目的を達成するために、議員の活動原則として3項目を定めています。

- (1) 議員が、市民の代表として政策立案や政策提言を行うためには、日常の活動を通じて、市政についての課題を分析し、課題に対しての市民の意見や要望を的確に把握する必要があります。
- (2) 議員は、本会議や委員会において、市の意思決定機関の一員として、市政の課題をどのように議論したかについて、その経過と結果を積極的に情報提供することにより、市民に対しての説明責任を果たす必要があります。
- (3) 議員には、政策立案や議案審議を通じて、市民が求めることを実現する能力が必要とされます。この議員の資質の向上のため、新しい知識や情報を習得するための調査研究活動や、研修を通じた自己研さんに努めます。

### 第3章 議会運営

#### (委員会の運営)

**第4条** 委員会は、市政に関する課題についての的確に対処するため、専門的立場から詳細かつ効率的な<sup>2,1</sup>議案等の<sup>2,3</sup>審査及び<sup>2,5</sup>所管事項に関する事務の調査を行うものとする。

#### 【解説】

議会は、市政に関する課題について議論をする際には、本会議での審議のみならず、専門的立場から詳細かつ効率的な審査をすることを目的に、委員会で審査をすることを基本としています。

委員会には、議案等の審査や所管事務の調査をする常任委員会、議会運営について協議する議会運営委員会、特定の事項を審査又は調査するために設置される特別委員会があります。

### (全員協議会)

第5条 議長は、市政に関する課題のうち、特に全ての議員で協議すべきであると判断した課題について協議するため全員協議会を開くことができる。

#### 【解説】

議会では、市政に関する課題について、必要に応じて各常任委員会において所管事務の調査をすることにより、執行機関から報告を受け、その際には質疑を行っています。

しかし、こうした課題のうち、常任委員会に所属する一部の委員でなく全議員で協議する必要があると、特に議長が判断した案件については、全員協議会を開催します。

### (会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、3人以上で会派を結成することができる。

2 会派は、主として政策を同じくする議員で構成する。

3 会派は、<sup>24</sup>議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、意見調整等の必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

#### 【解説】

議会における会派の定義及び活動原則について定め、主として政策を同じくするものとして定義しています。

会派は、政策に関して様々な意見を形成し交渉していく組織として、他会派との意見交換を通じて、議会としての合意形成に努めることを定めています。

## 第4章 <sup>1</sup>市民と議会との関係

### (広報広聴の充実)

第7条 議会は、<sup>1</sup>市民の意見を議会の<sup>22</sup>審議や政策立案に生かすため、次に掲げるもののほか、多様な<sup>26</sup>広報広聴媒体を活用し、広報広聴の充実を図るものとする。

(1) <sup>1</sup>市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること。

(2) 広く<sup>1</sup>市民の意識を把握するために、<sup>1</sup>市民に対するアンケート調査を必要に応じて行うこと。

#### 【解説】

議会の果たすべき役割として、議会の審議についての情報発信や、市政の課題に対する市民の意見や要望の収集があります。こうした広報広聴について、様々な手段を活用して充実を図ることを定めています。

具体的取り組みとしては、市民に対して本会議における審議の内容や結果等を報告する議会報告会や、市民の意識を把握するためのアンケート調査を行うこととしています。

### (情報の公開)

第8条 議会における会議（議員により構成される全ての会議をいう。）及びその会議の資料は、原則として公開するものとする。

- 2 議会の定例会及び臨時会（次条において「本会議」という。）の<sup>27</sup>表決における各議員の賛否は、これを公表するものとする。ただし、無記名投票における表決は、この限りではない。

#### 【解説】

- 1 議会における会議である本会議や委員会等については、一般に公開することが原則となっています。ただ、例外としては、小田原市情報公開条例に定められている非公開とする情報に該当する場合など、秘密会（議決により傍聴を禁止し、議事録も公開しない会）とせざるを得ないケースもあります。
- 2 年4回開催される定例会や臨時に招集される臨時会での表決における各議員の賛否について、ホームページや議会だよりを通じて公表することを定めています。ただし、小田原市議会会議規則第79条に規定される無記名投票にて表決を行う場合には、各議員の賛否が明らかにされない表決方法であるため、これを公表しないと定めています。

## 第5章 市長等と議会との関係

### <sup>28</sup>(反問権)

第9条 本会議又は委員会に出席した<sup>9</sup>市長その他の<sup>29</sup>執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、議員から<sup>30</sup>質疑又は<sup>31</sup>質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

#### 【解説】

市長等は、議員が本会議や委員会において質疑や質問により、議題の疑義を質し又は政策提言をした場合に、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、その趣旨の確認をするために反問ができることを定めています。

### (議会への説明等)

第10条 議会は、市長等が政策を提案する場合には、議会審議における論点を整理し、その<sup>22</sup>審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

- 2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対しその説明を適時かつ適切に行うよう努めるものとする。
- 3 市長等は、政策等の作成又は変更に当たっては、その政策に関連する議会の<sup>32</sup>決議等の政策提言及び意見表明の趣旨を尊重するものとする。

**【解説】**

- 1 議会は、市長等が政策を提案する場合には、論点を整理しその審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めることができることを定めています。
- 2 市長等は、政策を提案する場合には、議会に対し、その説明を適時適切に行うよう努めることを定めています。
- 3 市長等が、政策等を作成又は変更する場合には、関連する議会の政策提案や意見表明の趣旨を尊重するよう定めています。

**第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備**

**<sup>4.5</sup>(専門的知見の活用)**

**第11条** 議会は、<sup>2.3</sup>審査、<sup>3.3</sup>諮問又は調査のため必要があると認めるときは、<sup>3.4</sup>議決により、有識者等で構成する<sup>3.5</sup>機関を設置し、又は<sup>3.6</sup>地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する調査をさせ、専門的知見の活用を努めるものとする。

**【解説】**

議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、議決により機関を設置するなど、学識経験者などの専門的な知識や見識の活用を努めることを定めています。

**(議会事務局)**

**第12条** 議会は、議員の政策形成及び立案を補助し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めなければならない。

**【解説】**

議員が十分に能力を発揮し、円滑かつ効率的な議会活動が行われるよう、議会事務局の機能の強化や組織体制の整備に努めます。

**第7章 補則**

**(見直し)**

**第13条** 議会は、この<sup>3.7</sup>条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この<sup>2.0</sup>条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**【解説】**

議会は、変化し続ける市民の意見や社会経済情勢を常に的確に把握し、この条例の目的が達成されているかどうかについて、議員の任期である4年に一度は議会運営委員会において検討を加え、必要に応じて条例の改正などの措置をとることを定めています。

<sup>38</sup>  
(委任)

第14条 この<sup>20</sup>条例に定めるもののほか、この<sup>37</sup>条例の施行について必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

この条例の施行について、その他必要な事項は、その内容に応じ、条例、規則、規程等で定めます。

<sup>39</sup>  
附 則

<sup>20</sup>  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 用語解説

## 前文

### 1. 「市民」

地方自治法では、住民を「市町村の区域内に住所を有する者」と定義しており、これを市に限定して捉えると、市民を「市内に住所を有する者」と定義できます。

また、小田原市自治基本条例では、「市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう」と定義しています。

本条例においては両方を含み、使い分けをしています。

### 2. 「二元代表制」

日本国憲法第93条第2項において、「地方公共団体の長」と「議会の議員」は、その住民が直接選挙すると規定されています。二元代表制は、地方自治体の執行機関である長と議決機関である議会相互が独立の立場において牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図る責任があるとしている制度です。

### 3. 「市の意思決定機関」

市議会を指します。議会は、予算、条例等について議決することにより意思決定し、地方公共団体の方向を位置付けることができるため、市の意思決定機関といえます。

### 4. 「地方分権改革」

国に集中している権限や財源を地方自治体に移譲して、国と地方公共団体の役割を改めて明確化することにより、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源や権限、責任も自らが持つという、この国の仕組みを変える改革（政治・行政改革）のことをいいます。

### 5. 「地方公共団体」

地域における住民を構成員として、地域内の地方自治を行うために、法令で定めた自治権を行使する団体をいいます。

## 6. 「地方自治の本旨」

日本国憲法第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と規定されており、この地方自治の本旨とは、地方自治が本来どうあるべきかを示したものであり、団体自治と住民自治の2つの要素からなるとされています。

団体自治とは、地方自治が国から独立した団体である地方自治体により、その自らの意思と責任の下でなされるとした、地方分権的要素を示すものであり、住民自治とは、地方自治は住民の意思と責任において行うとした、民主主義的要素を示しています。

## 7. 「市民の負託」

議員は、市民の直接選挙を通じて選出され、市民の福祉向上のため、市民から議員としての責務を持つこと、また、権能を発揮することが任されています。

## 8. 「地方議会として果たすべき役割」

地方議会は、二元代表制の一翼を担っており、執行機関とは独立・対等の関係にあります。その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と執行機関を監視・評価する機能の2つがあり、これらの機能を活用する役割を担っています。

## 9. 「市長」

市長は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負います。また、議決機関である議会に対して、独立対等の関係にあります。

## 10. 「小田原市自治基本条例」

本市では、「市民力」と「協働」により市民自治を推進することを基本理念に据え、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを目的に、平成23年3月に小田原市自治基本条例を制定しました。

## 11. 「市民自治」

小田原市自治基本条例第3条（基本理念）において、「市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として協働することを基本とした自治」と定義されており、同条例により市はこの推進を目指すものと規定しています。

## 12. 「政治倫理」

政治家が持っていないとあってはならない規範や、政治に携わる者として、汚職などを許さないとする道徳心をいいます。

## 13. 「情報公開制度」

地方公共団体が保有する情報を住民に公開するしくみのことです。  
本市においては、情報公開条例、個人情報保護条例で定めています。

## 14. 「広報広聴制度」

情報発信及び広く意見を聴くしくみのことです。

## 15. 「議会制度改革」

住民自治の代表機関である議会の活性化や議会が役割や責任を果たすことを目的に議会のしくみを改革しようとするのをいいます。

## 16. 「行政監視機能」

市政運営が適正に行われているかどうかをチェックする議会の機能のことです。

## 17. 「政策立案機能」

地方公共団体が課題解決のための施策の立案を行う機能のことです。

## 18. 「議会制民主主義」

市民から選ばれた代表から構成される議会を中心に行われる民主政治のことです。

## 19. 「地方分権」

中央集権の反対語として使用され、一定の地域における諸問題や諸課題を自らの意思と責任において処理することができるよう、地方公共団体が自ら意思決定できる範囲を拡大することです。

## 20. 「条例」

地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法の一つで、議会の議決によって制定するものをいいます。

## 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

### 21. 「議案等」

議案は、議会の議決を求めるために市長や議員及び委員会が提出する案件のことをいいます。条例の制定、予算の決定、決算の認定等の当該地方公共団体の意思を決定する議案、また、意見書の提出等の議事機関として議会の意思の決定を求める議案をいいます。なお、「議案等」の「等」は、議案のほかに、特定の事件、請願、陳情が含まれています。

### 22. 「審議」

本会議において、議案などの案件について、説明を聴き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程のことをいいます。

### 23. 「審査」

委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

### 24. 「議会活動」

議会が行う活動全般を指すものであり、議会の会議（本会議）及び委員会並びに議員の派遣のほか、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場としての議会運営委員会、代表者会議、全員協議会等のことをいいます。

## 第3章 議会運営（第4条～第6条）

### 25. 「所管事項」

各常任委員会で取り扱っている事業や事柄をいいます。

## 第4章 市民と議会との関係（第7条・第8条）

### 26. 「広報広聴媒体」

議会の情報発信手段としては広報誌「議会だより」、議会ホームページ、インターネットによる議会中継等があり、また、市民から意見を聴くしくみとしては議会報告会や市民アンケートがあります。

### 27. 「表決における各議員の賛否」

それぞれの議員が、議案等の表決に際して、賛成もしくは賛成でないか、いずれの立場を取ったかをいいます。

## 第5章 市長等と議会との関係（第9条・第10条）

### 28. 「反問権」

一般的に反問権は、議員が市長等に対して、本会議や委員会において行う質疑や質問において、論点や争点を明確にするため、市長等から議員に対しても反問を可能とすることで、政策に対する議論を深めて活性化することをいいます。

本市議会での反問権は、質問内容の確認をするものとして定義しています。

### 29. 「執行機関」

地方自治法第180条の5に定める市長以外の執行機関は、①教育委員会、②選挙管理委員会、③人事委員会若しくは公平委員会、④監査委員、⑤農業委員会、⑥固定資産評価審査委員会となっています。

### 30. 「質疑」

議案等について、討論、採決の前に疑問点を質すことをいいます。

なお、質疑の場において自己の意見を申し述べることはしません。

### 31. 「質問」

議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞くことをいいます。

### 32. 「決議等」

決議とは、政治的な効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことです。

なお「決議等」の「等」は、議会の意思を意見としてまとめた文書を議決して関係機関に提出する意見書や、委員長が委員会の審査や調査結果を本会議で報告する委員長報告を指しています。

## 第6章 専門的知見の活用及び議会事務局の体制整備（第11条・第12条）

### 33. 「諮問」

ある事項について意思決定を行う権限を有する者が、当該意思決定を行うに際し、他の機関に対し、法令上定められた事項について意見を聴くことをいいます。

市長は地方自治法に掲げる審査請求、異議申立てがあった時は、裁決または決定するにあたっては議会に諮問しなければならないとされており、議会は諮問があった日から20日以内に答申（諮問機関が出す意見）を出さなければならないとされています。

### 34. 「議決」

議会で、議案などに対する可否（賛否）を決定することで、意思決定の内容により、次に掲げる種類があります。

- ①可決（否決）：「予算、条例、契約、意見書、決議、その他」に関する議案
- ②認定（不認定）：「決算」に関する議案
- ③承認（不承認）：「専決処分」に関する議案
- ④同意（不同意）：「人事案件」に関する議案
- ⑤採択（不採択）：「請願」「陳情」
- ⑥異議ない（ある）旨回答：「諮問」に関する議案
- ⑦許可（不許可）：「議員の辞職」

### 35. 「機関」

機関とは、議会活動に関し、調査、諮問又は調査のため設置する附属機関を指します。

外部の有識者等で構成する附属機関に市議会として諮問を行い、答申を受けることにより、必要とする専門的な知識や見識を得ることができます。

### 36. 「地方自治法第100条の2に規定する調査」

地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができます。

## 第7章 補則（第13条・第14条）

### 37. 「条例の施行」

成立した条例が効力を発生させることです。

### 38. 「委任」

法令が、自ら規定すべき事項を他の法形式で制定できるとすることをいいます。

### 39. 「附則」

法令の最後に置かれ、その法令の施行期日などを規定するものです。

## 6 調査を終えて

本特別委員会では、平成21年6月からの議会基本条例検討委員会における検討内容や、平成23年7月からの議会改革推進委員会における答申内容を踏まえ、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化すべく、議会基本条例の策定に向けて、平成24年3月から1年余にわたり議論を尽くしてきた。

委員会での審査は、付託された「議会基本条例案の作成と同条例案の市民周知」について調査を行う中で、市議会として同じ問題意識を共有できるように、全議員を対象とした議員研修会を開催するとともに、課題に対して委員がそれぞれの会派の意見を持ち寄り、議員全員の意見を把握した上で、委員会において丹念に論議することにより、市議会としての意見を集約した。

また、市民に対しては、議会基本条例の素案を作る前のやわらかい段階で、議会基本条例市民フォーラムを開催して市民の意見を聴き、その後委員会で議論を重ねて素案を作成し、この素案に対して市民意見の募集を行い、更に条例の内容を直接説明し意見を聴くため、2回の市民説明会を開催した。このように議会が、広聴活動を積極的に行い市民と情報を共有していくという試みは、今後の市議会の在るべき姿を示したと考えるものである。

以上のような経過を経て、延べ27回開催された委員会での議論を踏まえて意見を集約し、議会基本条例案を取りまとめた。その特徴としては、確実に実行可能な内容について条文化したことであり、更に必要な事項について検討を加えて時宜を得た条例としていくため、その見直しを議員の任期である4年に一度必ず行うことを規定したことが挙げられる。

今後は、本市議会基本条例に基づき、議会報告会の開催等の実践を行うとともに、試行中である諸般の議会改革についても継続して取り組むことにより、より一層の市議会の活性化を図り、「開かれた議会」を目指すとともに、議会基本条例の制定を目指して御尽力されたすべての方々に深く感謝を申し上げ、本特別委員会における審査を終結し、最終報告とする。

## 資 料 編

小田原市議会基本条例の施行に伴う規程等の整備について ……………	25 ページ
小田原市議会基本条例の施行に伴う議会報告会実施に向けた検討について ……	26 ページ
小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見の募集結果について ………	28 ページ

平成25年 2 月 7 日

議 長

加 藤 仁 司 様

議会基本条例特別委員長

安 野 裕 子

( 公 印 省 略 )

小田原市議会基本条例の施行に伴う規程等の整備について（依頼）

本特別委員会において、議会基本条例の調査を進めたところ、本条例の施行までに、次の事項に係る規定を定めるべきであるとの結論に至りました。

つきましては、規程等により施行に必要な事項を整備くださるよう依頼いたします。

- 1 全員協議会について
- 2 反問権について

平成25年 2月27日

議 長

加 藤 仁 司 様

議会基本条例特別委員長

安 野 裕 子

( 公 印 省 略 )

小田原市議会基本条例の施行に伴う議会報告会実施に向けた検討について（依頼）

本特別委員会において、議会基本条例の調査を進めたところ、議会報告会の実施までに、議会報告会実施要領等を定めるべきであるとの結論に至りました。

つきましては、議会報告会実施に必要な事項を整備くださるよう依頼いたします。

なお、本委員会では議会報告会の在り方について、下記のとおりとりまとめをいたしましたので、申し添えます。

#### 1. 議会報告会の在り方について

- ・議会報告会について前向きに開催していくため、下記の基本的事項について確認を行った。

##### (1) 開催方法

- ・議会報告会に市民が参加しやすい環境を整えるため、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催する。

##### (2) 報告内容

- ・議会報告会において報告する事項は、次に掲げるとおり。

ア 議案の審査に関する事項

イ 議会の活動に関する事項

ウ その他議長が必要と認める事項

##### (3) 議会報告会の構成

- ・議会報告会はブロックごとに班に分かれて行い、議長及び副議長を除く議員はいずれかの班に属するものとする。
- ・議長及び副議長は班に属さず、原則議長又は副議長はすべての会場に出席するものとします。

(4) 議員の発言

- ・ 議会報告会で報告等を行う場合、議会における決定事項等を述べることとし、会派や議員個人の見解を述べない。ただし、質疑応答において特に個人的見解を求められた場合には、この限りではない。

(5) その他

- ・ 議会報告会において、必ず質疑応答は行う。

## 小田原市議会基本条例（素案）に対する市民意見

### 1 意見募集の概要

条例の題名	小田原市議会基本条例
条例（素案）の公表の日	平成24年12月10日（月）
意見提出期間	平成24年12月10日（月）～平成25年1月9日（水） （平成24年12月16日（日）及び18日（火）に開催した市民説明会での意見も同様に扱い、議会としての考え方を示しています。）
市民への周知方法	市議会だより、広報おだわら、市議会ホームページに掲載 議会総務課、タウンセンター、支所・連絡所、窓口コーナーにて募集要項及び素案を配布

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	68件（15人・1団体）
インターネット	5人
直接持参	4人・1団体
市民説明会での意見	11人（うち5名は他の手段でも提出している）

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市議会の考え方は、次のとおりです。

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、条例等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に条例等に反映されているもの	8
C	今後の参考とするもの	38
D	その他（質問など）	22

(具体的な内容)

(1) 素案に対しての意見 (48 件)

No.	意見の内容	区分	市議会の考え方
1	<p>議決責任は、議員の職務執行にあたり、市民に大きな損失を与えた場合に監査請求ができるかどうかという問題が起こる。</p> <p>国立市の上原(元)市長が裁判にかかっているように、行政が決定執行したことに対する損害賠償請求は通っている。</p> <p>行政権でない議決権について、監査請求の対象になりうるように、前文に「議員の責任」を盛り込んでほしい。</p>	B	<p>ご意見の「議員の責任」については、前文での記述はありませんが、素案の第2条、第3条において市民への説明責任等が規定されており、趣旨の一部は反映されているものと考えます。</p> <p>また、住民監査請求の対象については、地方自治法の規定に定められており、議員は含まれていないと解釈されているため、条例で規定しても、議員が監査請求の対象とはならないと考えます。</p>
2	<p>(前文の「決意表明」に関連して)</p> <p>前文の最後に「市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意し、この条例を制定する」と決意を述べていますが、議会基本条例は、豊かに暮らせる社会の実現を目指して制定する条例なのでしょうか。</p> <p>私たちは、議長が7月29日開催の市民フォーラムで述べた「地方議会の運営の基本原則を定める条例」の方が条例の制定主旨に合致しているものと思います。</p> <p>そこで「豊かに暮らせる」云々の部分は削除或いは「議員の活動原則」に移し「市民からより信頼される小田原市議会の議会運営の基本ルールを定めることを目的に本条例を制定する」として欲しい。</p>	B	<p>前文は、時代背景、課題認識、目標設定、決意を表したもので、議会基本条例は地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会のあるべき姿、言い換えれば議会運営の基本原則を明文化する旨を謳っています。</p> <p>ご意見の議会運営の基本ルールを定めることについては、この前文を受け、第1条にその趣旨を反映しています。</p>
3	<p>第2条(議会の活動原則)の「市民参加の機会拡充」とは具体的に何を指すのでしょうか。</p>	D	<p>議会報告会、市民アンケート等を実施することにより広報広聴の充実に努め、市民が市政により参加しやすい環境を整えることです。</p>

4	<p>第2条（議会の活動原則）第3項で、「情報公開制度、広報広聴制度等を活用することにより、市民への説明責任を果たし、市民参加の機会拡充に努めること」とありますが、市民説明会という形だけでなく、パソコンのホームページや「広報おだわら」「市議会だより」といったものを使い簡潔にわかりやすく市民に伝えて欲しいと思います。</p> <p>特に僕はパソコンを持っていないので、「広報おだわら」「市議会だより」もしくはその様な形で情報を伝えてほしいと思います。</p>	C	ご意見として承ります。
5	<p>第2条（議会の活動原則）を遵守して頂ければ大満足です。特に、政策の立案や提言力向上に期待します。</p>	C	ご意見として承ります。
6	<p>議員活動と議会活動が相反することにより、議員活動が制限されてしまうことはないのでしょうか。</p>	D	<p>第3条は、第2条で規定する議会の活動における議員の活動原則を定めたものでありますので、これにより議員の個人としての活動が制限されることは無いと考えます。</p>
7	<p>会派とは何かがわかりません。政党に近いのでしょうか。なぜ3人が最小単位となっているのか。</p> <p>少数意見を尊重することは民主主義の基本であり、会派に入れないことで不利益があってはいけないと考えるが、会派に入ることでの利益と不利益は何があるのでしょうか。</p>	D	<p>市議会における会派とは、議員によって構成する交渉団体として議会内部で組織されるものであり、一定の政治活動を行う社会的存在である政党とは異なるものです。</p> <p>会派の人数については、議会運営委員会の申し合わせにより従来から3人以上と定められていたことから、本条例においても同様に規定したものです。</p> <p>会派に属さない議員は、議会運営委員会、代表者会議、広報委員会などの会派から委員を選出する委員会の構成員になれません。しかし、会派で行う代表質問の際に、個人質問を行えるなど配慮を</p>

			した議事運営を行っています。
8	自治基本条例第14条にも、まちづくりに必要な情報等の共有及び活用について定められています。広聴を充実させて市民からの意見を受け止める仕組みをつくってほしいです。	C	ご意見として承ります。
9	市民との関係を親密にするために、定期的に議会報告会を開催してください。必要に応じて開催するとあるが、もっと具体的に踏み込んで、ぜったいやるんだという意思の表れを示してほしいです。	C	第7条第1号において「議会報告会を必要に応じて開催する」と規定することにより、実施していく意思を表しています。 議会報告会については、議会基本条例
10	条例案第7条第2項で報告会は「必要に応じて開催」とありますが「閉会后速やかに開催する」に改め市民に対する議会活動の理解を求めているかがですか。	C	特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。
11	議会報告会は必要に応じて開催しその内容については、今後議論することですが、実践をするための具体的な方針を決めて、年に1回は実施することを明示してほしい。	C	今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。
12	今までの議会と何が違うのか。賛否の公開をただけだと思う。賛否の公開することに反対していた議員は、〇×だけでは誤解を招く、具体的な話を聞いて欲しいとのことだった。そのためにも議会報告会は必要だと考えるが、第7条で議会報告会が「必要に応じて」となっているが、どういう状態の時に開かれるのか。	D	議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。 今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。
13	第7条（広報広聴制度の充実）は、現在ある制度を利用するだけなのか、他に何かあるのでしょうか。	D	現在ある市議会だよりやホームページなどの充実を図るとともに、議会報告会や市民アンケートを実施していきます。
14	第7条第3項に「市民に対するアンケート調査」を行うとありますが、これは住民投票	D	アンケート調査は、市民の意見を議会の審議や政策立案等に生かすため行う

	とは違うものと考えます。アンケートは聞き流すだけでも捉えられますが、その基本的なスタンスを確認したい。		ものであり、その結果はしっかりと受け止めます。
15	情報公開の前に、公開されるべき情報がなければいけない。議員の全ての発言を記録すべきだがしているのか。情報公開されないものについて時効はあるのか。	D	議会広報委員会等、要点記録として一部の会議を除き、議員の全ての発言を記録しています。 また、非公開情報の時効はありません。
16	反問として、質問内容の確認に限定していますが、制限しすぎではないでしょうか。市長等から議員主張の問題点等の関連質問があってもよいと思います。議員側としても、もっと広い範囲から弁明する機会が与えられた方がよいのではないのでしょうか。	C	反問権を、制限せずに認めることは、他市議会の事例を見ると課題も多いことから、まずは、反問権は質問内容を確認するための反問権としました。
17	議員側からの反問を許可しないのでしょうか。市長等といっているのは、議員提案の条例等の存在を無視しているように思えます。国会に議員立法の法案があるように、議員提案の条例等があっても良いと思います。市長等というのは、議案提出者ということではないのでしょうか。	C	ご意見のとおり、市長等には、議員は含まれておりません。 反問を許可する対象として議員を含めるかどうかについては、今後の課題とさせていただきます。
18	第9条（反問権）、第10条（議会への説明等）に市長等とありますが、市長の外に何が含まれるのでしょうか。用語解説にも解説がないのでわかりません。	D	第9条では、条文にあるとおり、本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員を、市長等と定義しています。
19	第10条（議会への説明等）について、こうした市長を縛る条項は、市長の同意をどのように得るのでしょうか。	D	二元代表制の元、そもそも市長には、議決機関である議会に対して自ら提案した政策や条例などについて説明責任があります。第10条は、その説明責任を促すことを定めたものです。
20	第11条（専門的知見の活用）は、学者を想定しているのでしょうか。地域で活動している現場をよく知っている人の意見を市民委員として参加させるべきだと考えますが。	C	調査内容によっては市民委員の参加を求めることも考えられます。

21	第13条(条例の検証及び見直し)があるが、限られた時間での条例制定で、制定の趣旨と施行しての現実の乖離を防ぐため、条例制定の経緯を把握している現市議会議員任期内での条例見直しを要望します。	C	ご意見として承ります。
22	第13条(条例の検証及び見直し)を、今回は、市議会議員選挙の前に、今の議員さんで必ず1回やっていただき、次回からは、改選後最低1回は行ってください。	C	ご意見として承ります。
23	第14条(委任)について疑問があります。条例施行の前に、必要な事項をきちんと定めてほしいです。	C	ご意見として承ります。
24	第14条(委任)に「この条例の施行について必要な事項は、別に定める」とありますが、議会基本条例は、実践できて初めて価値があるものですので、分かりやすさも大切です。そういう意味で、特別委員会において「別途定める」という内容が、各条の終わりに設けられたと理解していました。 そこで、第何条の「別途定める」なのかを明確にさせていただき、その内容も施行日までに書き表して、一冊として別に添えて頂けることを願います。 ただ現実問題として、議会報告会を実施する内容の取り決め一つにしても、大変な議論を踏まえて決定していくことになるように思いますが、そこまで整えた上で、4月1日施行ということなのでしょうか。	B	条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行います。 整備した事項については、条文の解説等でその内容をお示しします。
25	委任について具体的な方法も決め、実効性を備えた上で施行すべきです。間に合わなかったら施行を延ばすべきです。	B	条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行いますので、当初の予定どおり施行日は4月1日といたします。
26	議会報告会の開催に向け、早急に「議会報告会開催規則」を制定して欲しい。	B	議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域を

	<p>第7条第2項に「議会報告会の開催」が述べられていますが、開催も「必要に応じて」であり、報告会の開催方法に関して何も決まっています。市民フォーラムでも市民の関心が高く10件の意見が寄せられています。</p> <p>市民が関心を持つ「議会報告会」に関する条例が、単に「必要に応じて開催する」で済ませることは不十分だと思います。市民の願いを真正面から受け止める議会であって欲しいと願っていますので、早急に「議会報告会開催規則」を制定し、1日でも早い開催日程の目処を立てて頂きたいと要望致します。</p> <p>遅くとも議会報告会開催規則は、基本条例の施行時までには作成し、市民に明らかにした上で基本条例を施行願いたい。</p> <p>開催規則が間に合わない場合には、条例自体の施行を遅らせても構わないものと考えます。</p>		<p>ブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。</p> <p>今後、平成25年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。</p>
27	<p>今回公開された素案の前の段階の素案は全文で13条でしたが、そのうち九つの条文に「別途定める」とありましたが、今回公開された素案では、各条にあった「別途定める」を削除し第14条を新設し一括で括弧しています。更に第14条には「この条例の施行について必要な事項は別に定める」としていますので、逆を言えば「施行について必要な事項」が整わなければ基本条例自体が施行出来ない事になります。</p> <p>素案を読む限りでは、「施行に必要な事項」が、どのような事項なのか全く不明です。</p> <p>少なくとも施行までに定める必要のある事項を条例で明らかにしない限り、市民は、この条例の是非を判断することが出来ません。</p>	B	<p>条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行います。</p> <p>なお、施行に必要な項目を条文に明示にすることは考えておりませんが、整備した事項については、条文の解説等でお示ししていきます。</p>

<p>なお検討段階の素案で「別途定める」と表現されていた事項は、下記のうち①②以外と承知しています。</p> <p>第14条には、箇条書きで結構ですので、施行に必要な項目を明示して欲しいと考えます。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①議員報告会開催規則の制定について</li> <li>②議会を長期欠席している議員に対する報酬、政務調査費の支給減額について</li> <li>③委員会設置に関する事項</li> <li>④全員協議会の開催に関する事項</li> <li>⑤会派結成に関する事項</li> <li>⑥広報広聴活動の充実のうち「市民に対するアンケート調査に関する事項」</li> <li>⑦「賛否の公開」に関する事項</li> <li>⑧反間権に関する事項</li> <li>⑨附属機関の設置に関する事項</li> <li>⑩議会事務局に関する事項</li> <li>⑪条例の見直しに関する事項</li> </ul> <p>以上のような表現で構いませんので、是非明らかにして下さい。</p> <p>「別途定める」とされたものについて、既に規定化されている事項とこれから定める事項に分けられるものと思いますが、既に規定されている事項については「その規則名を明示」して下さい。</p>		
---	--	--

28	<p>各条項の具体的実施内容が不明確です。第14条で「この条例の施行について必要な事項は別に定める」とありますが、どのように定めていくのか不明です。</p> <p>特に兎角問題になりそうな議員としての議会における倫理規程が制定されていません。また議員としての議会責任を果たす機会としての議会報告会の開催についても不明確です。</p> <p>これら疑問な部分の逐条解説ならびに第14条によるこの条例の不十分な部分の補足改善に積極的活用をしていくよう要望します。</p>	C	<p>ご意見として承ります。</p>
29	<p>市民と議会との関係に関連して、議員の定数についてだが、本会議の席は40あり現在は空席がある状態だ。削減に削減を重ねて現在に至るが、市民の意見を吸い上げるため、関係を濃厚にするには議員は多いほうがよい。議員の定数についての条項を設けるべきです。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。議員定数については、「小田原市議会議員定数条例」により定められていることから、本条例には盛り込んでいません。</p> <p>市民の意見を吸い上げるため議員は多いほどよいとのご意見については、議員定数を議論する際の参考とさせていただきます。</p>
30	<p>基本条例の作成は、①情報公開 ②議会への住民参加 ③議会機能の強化からアプローチする必要があると考えますが、議会機能の強化の一環として「議員間の自由討議」があります。</p> <p>本件は市民フォーラムでの市民意見として3件の御意見がよせられていますが、素案では全く触れられていません。何故、基本条例に盛り込まないのか明らかにして欲しい</p>	C	<p>本市議会基本条例では、確実に実行可能な内容を条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。</p> <p>議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。</p>

	<p>です。</p> <p>早稲田大学マニフェスト研究所や議会改革をバックアップする「東京財団」「自治体議会改革フォーラム」でも議会基本案の必須要件として「自由討議」を挙げていることを申し添えます。</p>		
31	<p>創造的な議論には自由討議が必須です。一部、委員会では見受けられますが休憩中で記録に残りません。本会議、委員会での自由討議と記録の保存を盛り込んでください。</p>	C	
32	<p>陳情者の意見陳述について試行中であるため条文に入っていないが、現在の状態について条立てをしておく必要はあるのではないのでしょうか。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。</p> <p>陳情者の意見陳述については、現在試行中であることから、本条例には盛り込んでいません。</p>
33	<p>今回の素案では触れていませんが、陳情者・請願者の意見陳述の場を確保することは市民の議会に対する信頼感を高めるうえでも重要なことと考えます。</p> <p>本件は、現在は試行との位置づけで委員会の休憩中に開催していると承知していますが、現在の取り組み状況や今後の条例への盛り込み等を素案に盛り込むことは出来ないのでしょうか。</p>	C	
34	<p>既に他の条例にあるもの、現在試行中のものも条例に盛り込まなかったとの説明がありましたが、陳情・請願の意見陳述の場の確保は「議会への市民参加」として大切な項目なので試行中である旨を記載してでも条例に盛り込んで欲しかったです。</p>	C	
35	<p>前文では「議会の在るべき姿を明文化する」とありますが、一方で試行中のものは条文化しないとしています。理念が先行するものであれば試行中であれ条文とすべきではないのでしょうか。</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方としては、他の条例等で定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、盛り込まないこととしています。</p>

36	<p>条例により、議会が市民に対して行動していくことを定めるわけだから、これを理解し協力するという市民の姿勢が大事ではないでしょうか。「市民は議会活動の充実のために協力するように努めるものとする」とした規定があってもよいと考えます。</p>	C	<p>議会基本条例は、議会の在り方について定めたもので、市民に義務を課す旨の規定は盛り込んでいませんが、ご意見として承ります。</p>
37	<p>法令に抵触しない範囲で、議会の開会招集について、市長でなく議会権限による開会を規定されるべき。</p>	C	<p>市議会は、地方自治法により市長が招集することとされていますが、臨時会においては、議長の招集請求に市長が応じない場合には、議長が招集できるとされています。地方自治法が明示している事項となりますので、条例でそれを超える規定はできないものと考えます。</p>
38	<p>議員並びに議員が関係する企業が所有する不動産に関し、市及び市に準ずる団体と経済的な取引をした場合には、その取引内容を市民に公開する旨の条項を盛り込んで欲しい。</p> <p>先般の市議選の前に某議員が所有する土地を市が取得した件をめぐって、様々な噂が市民の間で囁かれましたが、飽くまで噂の域を出ません。しかし噂には尾ひれが付き正確な情報が伝わりません。</p> <p>むしろ本人の名誉を傷つける事態になることが十分に考えられます。</p> <p>この様な事態を避けるためにも議員との取引はクリーンにしなければならないものと考えています。そこでこれらの取引が生じた場合には、その取引の実態を明らかにして無用な憶測が生じることを避けるためにも議員との取引は公開すべきものと考えますので条例で、その旨を謳って下さい。</p>	C	<p>第3条の議員の活動原則の第2号として、議会活動について、市民に対して説明責任を果たすことを明示しており、趣旨は反映されているものと考えます。</p> <p>また、議員による何らかの違法行為が発生した場合については、地方自治法の第98条や第100条に基づく調査により対応すべきものと考えます。</p>
39	<p>議会を長期に欠席した場合の議員報酬、政務調査費の減額支給について基本条例で何</p>	C	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるもの</p>

		<p>らかの形で触れて欲しい。</p> <p>報酬や政務調査費の支給は条例で定められていますが、過去に長期間議会を欠席した議員への報酬支給が問題視されました。その為これらは当初「倫理」規程に盛り込むとの話もありましたが、結局、基本条例ではこの件に対してどのようなスタンスで臨むことになったのでしょうか。</p> <p>当会としては倫理規程に盛り込む以前に議員報酬、政務調査費に関する条例に織り込めば問題ない話と考えます。</p> <p>但し基本条例には、長期間議会を欠席した場合の取り扱いには触れておいた方が、市民への説明としては良いのではないのでしょうか。</p>
<p>40</p> <p>政務調査費は「小田原市議会政務調査費の交付に関する条例」により支給され、収支報告書の提出がされていることは承知しています。今般、調査費は自治法の改正により「政務活動費」と名称を変更し支出も「調査研究」に限られていたが「その他の活動費」が加えられました。</p> <p>当会としても関心事項の一つですが、「政務調査費を使用し、どのような調査研究を行い、調査結果はどのようなものであり、市政にどの様に反映させようと努力したのか」等を記した書面による調査研究報告書の提出を義務付けて欲しい。この要求は、政務調査費に関する条例に織り込めばよいものと考えますが、基本条例には何らかの形で政務調査費に触れる必要があるものと考えます。</p> <p>特に政務調査費（一人6万5千円/月）の財源を考えれば透明感があり、価値ある使用が不可欠ではないのでしょうか。</p>	<p>C</p>	<p>は、盛り込まないこととしています。</p> <p>議員が療養等により長期にわたり議会の会議を欠席した場合の報酬等の取り扱いについては、別途条例化を検討していることから、議会基本条例に盛り込んでいません。</p> <p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるものは、盛り込まないこととしています。</p> <p>政務調査費については、地方自治法の改正により名称が政務活動費となりましたが、このことに伴い、小田原市議会政務活動費の交付に関する条例として本年3月1日より施行されていることから、議会基本条例には盛り込んでいません。</p>

41	<p>「議会の説明責任」について</p> <p>全文の冒頭に「市民からの負託を受けた」と記してありますが、この「負託」の意味を特別委員会は「人に引き受けさせてまかせること（広辞苑）」としています。当方が調べた結果は「責任を持たせて任せること（学研：国語大辞典）」とありました。とすると議員は責任を持つこととなりますが、何に責任を持つのでしょうか。</p> <p>条例の第2条に「市の意思決定を行うとともに」と議会が議決機関であることを認識されていますが、行政は議会が決定した範囲内でしか執行出来ません。要するに議会が良い決定をしないと良い市政の執行が出来ないこととなります。</p> <p>私達市民から見れば「議会が良い決定をすること」を望んでいるので、議員が負う責任とは、この議決に対してではないでしょうか。</p> <p>そこで会津若松市の議会基本条例の第8条にある「議決責任」と同様な条文が必要ではないでしょうか。何故ならば、これが「負託」を認識した議員の議会での活動原則と思います。</p> <p>会津若松市の議会事務局の「議決責任」の見解として、法的責任を問うのは難しいので、この議決責任から議会の説明責任を導きだしているとのことでした。</p> <p>確かに同市の第8条第1項、第2項で「説明する責任を有する」と明確に説明責任を謳っています。</p> <p>なお本件に関し小生が市民説明会で要望した際に委員長から「第3条第2項で説明責任を述べているが」とのお話がありました</p>	B	<p>議会の説明責任については、第2条の議会の活動原則の第3号において、市民への説明責任を果たすこと明示しており、趣旨は反映されているものと考えます。</p> <p>また、議決責任については、前文に「市の意思決定機関としての役割を担っている」と明示していることで、趣旨は反映されているものと考えます。</p> <p>議決責任についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
----	--	---	--

	<p>が、この条文は「議員の活動原則」で述べているもので、現在行なわれている議員の支持者向けに開催している議会報告会を指しているものと思われます。当方が求めるのは「議会としての説明責任」です。</p>		
42	<p>広報広聴制度として「議長への手紙」の制度化を求めます。</p> <p>前文の「目標設定の部分」と第2条第3項並びに第7条に「広報広聴制度」に触れていますが、これを分解すると広報制度と広聴制度になりますが、現行の広聴制度には何があるのでしょうか。考えられる事項としては陳情・請願、議会が行なうアンケート程度しか思い当たりません。</p> <p>しかしアンケートは、議会が設定した設問に、限定された市民が答えるものであり、また自由記載欄があるにしても、アンケートは設問に答えることを前提にしていますので広聴とは言い難いものと思われます。</p> <p>「開かれた議会」での広聴制度とは、何時でも自由に市民が発言出来る制度であり市民の議会への参加として陳情・請願書の意見陳述の場と同様に大切な制度と考えます。</p> <p>「開かれた議会を目指す」と前文で謳っていますが、ここで言う「開かれた」とは、議会から市民に情報を公開することを指しているようですが、市民からも議会に何時でも発言出来る双方向性を持つことが、本来の「開かれた議会」ではないでしょうか。</p> <p>その為に「議長への手紙」を制度化して条例に盛り込んで欲しいです。</p>	C	<p>広報については、充実が図られてきていますが、広聴については、議会基本条例により議会報告会、市民アンケートを行っていくものの今後の課題であると考えています。議長への手紙については、ご意見として承ります。</p>
43	<p>条例の効力は、議会、行政、市民のどこまで及ぶのでしょうか。</p>	D	<p>条例は、地方公共団体が国の法令の範囲内において制定する法規であり、その効力は原則としてその地方公共団体の</p>

			区域内の議会、行政、市民（個人、法人、その他の団体）に及びます。
44	この条例の誇れるところはどこか。小田原市にふさわしい条例なのでしょうか。	D	本市議会基本条例の特徴としては、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしている点や、条例の検証、見直しを、議員の任期である4年に一度必ず行い、時宜を得た条例にしていくことが挙げられます。
45	全14条は他市と比較して条文が少ない、ものがあるのではないのでしょうか。特別委員会で盛り込まれなかったものがあれば明示してほしい。	D	<p>本市議会基本条例は、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。</p> <p>条例制定にあたっての基本的な考え方は、他の条例等に定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、条例に盛り込まないこととしています。</p> <p>盛り込まなかったものについては、請願・陳情者の意見陳述、最高規範性、議会図書室の整備、議員間の自由討議、議決事件の追加、政務調査費の使途基準と情報公開、議員の資質向上や政治倫理に関する規定、議員の定数や報酬、危機管理、交流及び連携の推進があります。</p>

46	この条例を制定し議会として市民に何を訴えたいのか、議会がどの様になろうと決意したのかが読み取れません。また市民に議会を理解して頂くために、議会運営をどの様に変えていくのかも不明です。	D	この条例は、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、議会の役割や機能、住民との関係などを明確にするとともに、議会を更に活性化させていくために制定するものです。
47	率直な感想を言うと、ごくあたりまえの議会の行う仕事、議員の行う仕事が前文から第7章まで書いてあって、いったいどこが今までと違うのかわかりませんでした。	D	今後とも、本条例の趣旨に従い、議会運営を行っていきます。
48	(具体的運営条文の不足) 素案は基本条例であることを念頭に制定の目的に従い、骨格となる項目を7章に分類し、今後市議会が市民の期待に応えるため、目指す姿や方向を示しているが、理念が先行し具体的な運営方法の明示が乏しいので条文の追加または第7章補則の第14条委任により規則、要綱案を早急に検討作成し市民に公開説明のうえ、意見を参考に基本条例と同時施行を要望します。	B	本市議会基本条例は、確実に実行可能な内容について条文化し、今後必要な事項については、逐次加えていくこととしています。 また、条例制定にあたっての基本的な考え方は、他の条例等に定めのあるものや試行中のもの、今後議論を要するものについては、条例に盛り込まないこととしています。 条例の施行に当たり必要な事項については、施行日までに整備を行います。 整備した事項については、条文の解説等でその内容をお示しします。

(2) その他 (20件)

No.	意見の内容	区分	市議会の考え方
49	(条例等重要事項を検討制定する際に 市民意見の聴取) 市の総合計画や自治基本条例制定時と同様に今後は純粋な立場で市政に関心のある市民、学識経験者、関係団体の代表、女性、若者等幅広い層から若干人を公募または選出して検討の場に参加させると市民の意見	C	ご意見として承ります。

	が反映され市民の共感と賛同が得られると思います。		
50	本会議のケーブルテレビによる録画放映は、議席からの再質問（より具体的質問）まで撮影されるよう配慮して下さい。	C	ご意見として承ります。
51	（議案、請願、陳情等の採決の時期について） 現行では一般質問に先立ち質疑、討論、採決が行われているが総ての審議が終了する会期の最終日に採決すれば質問、請願等に対する結論が得られます。	C	ご意見として承ります。
52	（議員からの立案、当局提案に対する対案、修正案の提出について） 当局提案議題に対し賛否の意見があるのは議会の役割として当然だが、反対する場合は対案または修正案、廃案を示したら議会が活性化します。	C	ご意見として承ります。
53	一番確実な情報公開は議会を傍聴することだと考えます。議会、委員会開催ほか議会が発信すべき情報を、現行のホームページ掲載では常時閲覧しないと把握困難なため、市民の要望に応じメールマガジンの形で情報発信をお願い致します。	C	ご意見として承ります。
54	議員個人の明確な説明の機会を設けるためメールマガジンの配信を。	C	ご意見として承ります。
55	議員定数、報酬、政務調査費、長期休養した場合の報酬等の取扱いをどう考えているのでしょうか。	D	<p>条例制定にあたっての基本的な考え方として、他の条例等で定めのあるものは、盛り込まないこととしています。</p> <p>議員定数については「小田原市議会議員定数条例」に、報酬については「小田原市議会議員の報酬等に関する条例」に、地方自治法の改正により政務調査費から名称が変更された政務活動費については「小田原市議会政務活動費の交付に関する条例」に定められていること、</p>

			また、議員が療養等により長期にわたり議会の会議を欠席した場合の報酬等の取り扱いについては、別途条例化を検討していることから、議会基本条例に盛り込んでいません。
56	市長選挙に伴う議員辞職により現在欠員が生じており、他の議員に負担のかかる状況となっている、欠員にならないような対応はできないのでしょうか。	D	市議会議員の補欠選挙については、公職選挙法第113条等に定められており、欠員が生じた場合には、同じ選挙区内で首長等の選挙が行われる時に、その選挙に合わせて補欠選挙が行われます。補欠選挙が行われない場合には、欠員が生じたままとなります。 辞職については、議員個人のお意思で行われることですので、議会として欠員を出さない対応については、現状では難しいことをご理解ください。
57	陳情の提出をして、その説明をしようと個別に議員に面会を希望したところ、会わないといわれたことがあります。今後このようなことがないようにしていただきたい。	C	ご意見として承ります。
58	賛否の公開は評価するが、ホームページで議案関連資料を公開してほしい。	C	ご意見として承ります。
59	議会傍聴の資料の持ち帰りを実現すべきです。他市議会での実施例もあります。	C	ご意見として承ります。
60	意見交換会の参加者が少ない。各種団体からの割り当てであるとか盛り上げてもらわないと。運営に工夫が必要だと感じるがどうでしょうか。	C	ご意見として承ります。
61	議員は少ないほうがいい。役に立たない議員はいらない。一生懸命やってほしい。	D	ご意見として承ります。
62	早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度ランキングで上位に行くようがんばってほしい。	D	ご声援として受け止めます。
63	私たち小田原市民にとっては、この条例は	C	

<p>とても大切な「基本条例」です。でも、この素案策定までに、何故こんなに長い年月を浪費したのだろうか。どこもやってるから、取りあえずそろそろやっておこうか。気の抜けたビールを無理矢理飲まされるような気分もします。</p> <p>今さら意見を申し述べる元気も、その時間もありませんので、7年前から提議し続けてきた「議会改革」についての事項を、再掲させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方自治法で定められている事項に違背しない限りにおいて、完全な情報公開と市民参加を議会運営の基本とする。</li> <li>2. 現行の会議規則を市民主権の観点で、抜本的に見直し、今後も市民意見を反映して継続的に見直す。</li> <li>3. 市民参加の利便のため、会議の夜間あるいは休日における開催に努める。</li> <li>4. 傍聴希望者を議会運営の都合で制限することがあってはならない。</li> <li>5. 委員会等の会議室は、議員・職員・傍聴者を対等に遇する構成とする。</li> <li>6. 議案の審議に用いる資料等は、傍聴者の求めに応じて提供する。</li> <li>7. 会議を休憩する場合には、その理由を傍聴者に説明する。</li> <li>8. 市民と議員が十分な情報の共有ができるようにする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第8条にも規定しているように、一部の例外を除き、議会における会議は、原則公開としています。また、これからも情報公開制度や広報広聴制度等を活用し、市民への説明責任を果たすとともに、市民参加の機会拡充に努めていきます。</li> <li>2. ご意見として承ります。</li> <li>3. ご意見として承ります。</li> <li>4. ご意見として承ります。</li> <li>5. ご意見として承ります。</li> <li>6. ご意見として承ります。</li> <li>7. ご意見として承ります。</li> <li>8. 広報広聴制度の活用や議会報告会の開催を条例に盛り込み、十分な情報の共有ができるよう取り組みを進めます。</li> </ol>
---	--

<p>9. 議員は、会議において議員相互間の自由な討議を行う。</p> <p>10. すべての議員の議会における活動に関する情報公開を徹底する。</p> <p>11. 会議録画のオンデマンド中継を実施する。(実施されている)</p> <p>12. 議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する「一般会議」を設置する。</p> <p>13. 委員会等の審査には参考人制度及び公聴会制度を活用する。</p> <p>14. 請願及び陳情は政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴く。</p> <p>15. 市民団体等との意見交換の場を多様に設けて議会及び議員の政策能力を強化する。</p> <p>16. 採決における、議員による賛否を会議録に記載する。</p> <p>17. 重要な議案に対する議員の賛否、各議員の態度を議会広報で公表する。(昨年から実施)</p> <p>18. 市民の評価が的確になされるよう十分な情報を提供する。</p> <p>19. 議会の主催により、議会報告会を少なくとも年1回開催する。</p>	<p>9. 議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。</p> <p>10. ご意見として承ります。</p> <p>11. ご意見として承ります。</p> <p>12. ご意見として承ります。</p> <p>13. ご意見として承ります。</p> <p>14. ご意見として承ります。</p> <p>15. ご意見として承ります。</p> <p>16. ご意見として承ります。</p> <p>17. ご意見として承ります。</p> <p>18. 議員の議会での活動については、第8条にも規定しているとおおり、会議と会議録について、原則公開としています。</p> <p>19. 第7条第1号において「議会報告会を必要に応じて開催する」と規定することにより、実施していく意思を表しています。</p> <p>議会報告会については、議会基本条例特別委員会において、原則として市域をブロックに分けて地域ごとに開催することや全議員が参加すること等、基本的事項の確認を行いました。</p>
---	---

	<p>20. 会議における議員と執行部職員との質疑は一問一答方式で行う。</p> <p>21. 執行部職員は、逆質問・反論することができる。</p> <p>22. 執行部は、政策等の決定過程を説明しなければならない。</p> <p>23. 執行部は、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成する。</p> <p>24. 執行部職員の出席は必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に会議する。</p> <p>25. 議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。</p> <p>26. 議員は、議案の提出を積極的に行う。</p> <p>27. 政務調査費による活動状況を市民に公開する。</p> <p>28. 議会図書室を設置し、議員および市民の利用に供する。</p> <p>29. 議会は、重要な情報を市民に対して迅速に周知するよう努める。</p>		<p>今後、平成 25 年度の議会報告会の実施に向けて具体的な協議を行っていきます。</p> <p>20. ご意見として承ります。</p> <p>21. ご意見の趣旨については、第 9 条反問権に含まれていると考えます。なお、本市議会での反問権は、質問内容の確認をするものと定義しています。</p> <p>22. 23. ご意見については、第 10 条（議会への説明等）に該当する内容と考えます。</p> <p>24. ご意見として承ります。</p> <p>25. 議員間討議については、どのような形がよいのか今後議論をしていく必要があることから、本条例に盛り込まないこととしました。</p> <p>26. 政策の立案及び提言に努めることを第 2 条第 1 項に盛り込んでいます。</p> <p>27. ご意見として承ります。</p> <p>28. ご意見として承ります。</p> <p>29. ご意見として承ります。</p>
64	政務調査費に関連した情報公開の一環で、収支報告書の保管は議会事務局でなく行政センター保管とし、市民が自由に閲覧出来るよう改善して欲しい。	C	ご意見として承ります。
65	パブコメによって条例の追加、修正があるのでしょうか。	D	必要と判断した場合には、追加や修正を行います。
66	議会運営についてもパブコメに寄せてよ	D	議会運営についての意見も、パブリッ

	いのでしょうか。		クコメントでの市民意見として受け止めましたので、素案に対する意見と同様に議会の考え方を示しています。
67	パブコメでの意見に対する議会の考え方、もし意見が条文に反映されない場合には、盛り込めない理由を明示してもらえるのでしょうか。	D	明示いたします。
68	<p>市民フォーラムで市民から寄せられた声が条例に反映されていないように思われる。(フォーラムで寄せられた意見は、H24・8・6付けで整理されています)</p> <p>これは特別委員会で当初、各会派と調整して「条例に盛り込む事項」と「盛り込まない事項に振り分けたことから、市民からの要望が出されても、その事項が議会で既に「盛り込まないとした事項」として決めたこととして取り上げられていません。市民の要望よりも議会の都合を優先したように思われます。また何故盛り込まれないかの説明もありません。</p> <p>現段階までの条例の作成過程を見ていると、市民要望に応えようとする姿勢が不足しているように見えるのは誠に残念です。市民フォーラムで議長の「市民の意見を汲み上げて条例を制定したい」旨の発言が結果として無視される状況になったのは残念ですし、私たちが議会に求める「議会の説明責任」が果たされていません。</p> <p>市民意見を求めても議会がそれに応える姿勢を見せないこと自体が市民の議会に対する期待感を失わせることとなります。若し市民の声に耳を傾けるのであれば、市民の声を条例に盛り込まない理由も明白にすべきです。</p>	D	<p>市民フォーラムで寄せられたご意見については、整理した上で、議会基本条例特別委員会での条例素案づくりで参考にさせていただきました。</p> <p>個別のご意見に対し議会の考え方を示すことは考えておりませんが、このパブリックコメントを通じて、市民フォーラムで寄せられたご意見と同様の趣旨のご意見を数多くいただいておりますので、それらの回答をご参照くださるようお願いいたします。</p>

	<p>幸い今回のパブコメでは「市民の意見に対する市議会の考え方を、後日公表します」との約束ですので、パブコメだけでなく「市民フォーラムで出された市民の声」についても市議会の考え方を公表願いたいと強く要望致します。</p>		
--	--	--	--